

【新規】強度行動障害者等の受入れ環境整備事業

令和8年度予算額
9 百 万 円

1 目的

グループホーム及び短期入所における強度行動障害の特性に応じた居室環境等を整備することにより、強度行動障害者などの重度障害者の受入促進を図る。

2 事業概要

- グループホーム及び短期入所事業者が、強度行動障害者等を円滑に受け入れるために実施する居室環境等の整備に係る費用の一部を補助する。

事 項	内 容
対象施設	共同生活援助（グループホーム）、短期入所
補助条件	障害者支援区分4以上又は 行動関連項目10点以上の障害者を受け入れる。
補助基準額	1人あたり500千円
負担割合	都：7/8、事業者：1/8

【環境整備の例】

・ 二重窓



二重窓にすることで、
破損を防止する。

・ 壁に埋め込んだ
エアコン



視覚的刺激を減らし、
破損を防止する。

障害者グループホーム地域連携推進事業

現状・課題

- 障害者グループホームは年々設置が進んでいるが、運営が閉鎖的になりやすく、外部の目が届きにくいことから事故や虐待が起こりやすいなど、質の確保が喫緊の課題となっている。
- 運営の透明性を高め、支援の質を確保していくため、令和7年度から、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組として、事業所ごとに「地域連携推進会議」を実施することがグループホーム事業者に義務付けられた。

＜地域連携推進会議＞

- 目的：利用者と地域の関係作りや地域の方の施設や利用者に関する理解促進、施設やサービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護等
- 構成：利用者及び家族、地域住民の代表者、福祉や経営に知見を有する者、区市町村の担当者等
- 内容：運営状況の報告や要望、助言等について意見交換を年1回以上実施し、事業者は会議の記録を作成して公表する。
会議を構成する地域連携推進員が年1回以上、グループホームの見学（ユニットごとに）を行う。

事業概要

- グループホーム事業所の質の向上に繋げるため、事業所が実施する地域連携推進会議に参画又は開催を後押しする区市町村の取組を支援する。

【補助条件】

1. 区市町村が雇用する非常勤職員等又は委託事業者が地域連携推進員として会議に参画すること。
2. 地域連携推進員は、必要に応じて、会議の運営等に係る必要な助言等を行うこと。

【補助対象経費】

- 地域連携推進会議へ参画し、必要な助言等の実施に要する以下の経費。
 - 地域連携推進員として区市町村が雇用した非常勤職員等の人件費、交通費、物品購入費等。
 - 地域連携推進会議への参画に要する委託経費。

【補助基準額】 グループホーム1事業所あたり（上限） 141,000円／年

【補助率】 区市町村 1／2
都 1／2（区市町村包括補助事業）

事業イメージ



【問合せ先】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当 （電話）03-5320-4151

【新規】障害福祉人材関連事業について（R8年度新規事業等）

障害福祉分野における外国人介護人材受入支援事業

予算額：約0.3億円

障害福祉現場における外国人介護職員の受入及び定着を促進するための環境整備等を支援

取組	内 容
管理者向けセミナー	外国人介護従事者の受入れ制度に関する知識や円滑な受入れに必要なノウハウ等
指導担当職員向け研修	外国人介護従事者に対する指導ポイント、その他生活面での配慮等
補助金	事業所において、外国人介護従事者が日本人職員や利用者等と円滑にコミュニケーションがとれるよう支援するための取組に係る経費を補助 【補助基準額】 1事業所あたり30万円 【補助率】 2／3

障害福祉分野におけるカスタマーハラスメント対策推進事業

予算額：約0.6億円

職員が安心して働くことができる職場づくりを推進するため、下記の実施

- 利用者や家族等からのハラスメントに関する**相談窓口**
- ハラスメントに関する知識や対応方法等に関する**オンデマンドセミナー**
- **訪問系サービス事業所に対する経費の支援**

	防犯機器等導入支援補助金	ホームヘルパー等補助者同行支援補助金
対象経費	セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費	サービス提供時間及び移動時間に対する謝金として同行者に支払う経費
補助基準額	10万円	1,700円／時間
補助率	1／2	3／4

【新規】障害福祉人材関連事業について

障害福祉サービス等職員就業促進事業

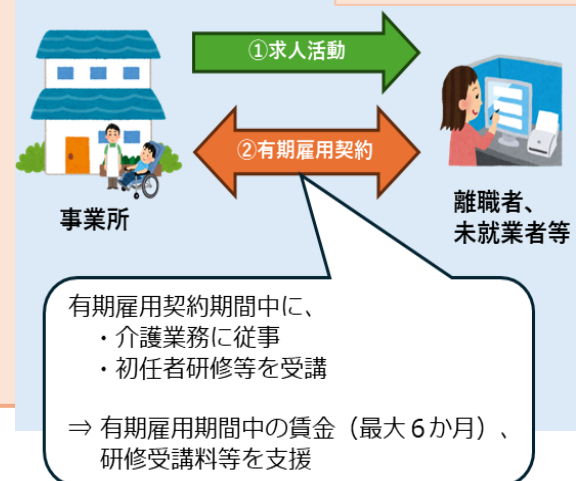
未経験者等を雇用し、業務に従事させながら介護職員初任者研修等の資格を取得させる事業所を支援

【対象経費】 有期雇用期間中の賃金（最大6か月）、研修受講費用、社会保険料、事務管理費、求人広告費

【上 限 額】 一人あたり最大1,980千円
（雇用者の労働時間に応じて設定）

【事業イメージ】

予算額：約4.6億円



訪問系障害福祉サービス応援事業

予算額：約8.8億円

1. 訪問系障害福祉サービス等職員採用応援事業

未経験者等を雇用し、業務に従事させながらホームヘルパー養成研修等を受講させる事業所を支援

【対象経費】 有期雇用期間中の賃金（最大6か月）、研修受講費用、社会保険料、事務管理費、求人広告費

【上 限 額】 一人あたり最大1,980千円（雇用者の労働時間に応じて設定）

2. 訪問系障害福祉サービス人材採用経費支援事業

【対 象 経 費】 障害福祉人材確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等、広報に要する経費 ※ 採用の有無にかかわらず補助

【補助基準額】 最大80万円（申請事業所数に応じて設定）

【補 助 率】 10/10

【その他】障害福祉人材関連事業について

障害福祉サービス事業所等従事者研修受講料補助

職員の研修受講費用を事業者が負担した場合、経費の一部を補助

予算額：約0.2億円

対象研修	① 強度行動障害支援者養成研修 ② サービス管理責任者等研修 ③ 相談支援従事者研修 ④ 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（第3号研修）
対象経費	対象研修の受講料及びテキスト代
補助基準額	①④：20,000円、②③：30,000円 ＊1事業所あたり8名まで
補助率	3／4

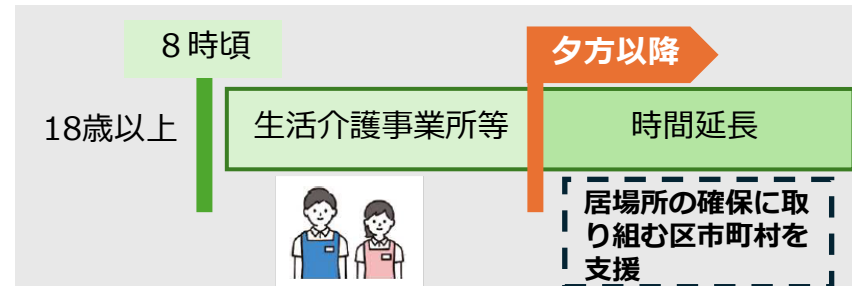


区市町村障害者の居場所づくり促進事業

目 的

- 身近な地域において、**障害者の社会参加や家族の就労継続等**のニーズに対応できるよう、地域ごとに新たな課題に取り組む区市町村を支援する。

【予算額】 1, 0 0 1, 9 7 3 千円



事業概要

事項	内 容				
負担割合	都：3／4、区市町村：1／4（ 太字 は都：10／10）				
補助内容 (補助上限)	○基本額（人／日）		○開設準備経費		
		4 時間未満	4 時間以上	開設時の受入定員数に応じた補助（下表参考）	
	区分 5 以上相当	9,000円	12,000円	定員	1～5 名 6～10名 11～15名 ..
	区分 4 以下相当	4,500円	6,000円	加算	2,000千円 4,000千円 6,000千円
	○専門職配置加算 11,200円（人／日）		○週5日開設加算 1,600千円／所		
	○送迎加算 6,000千円／年		○利用者数拡大加算 1,000千円／所		
	○施設借上げ加算 区市町村が補助する額		（利用者 5 名増ごとに加算）		
その他	○地域ニーズを把握していること。 ○利用者は、原則、日中活動サービスを利用していること。 ○夕方の受入れを原則週3日以上実施すること。				

【各加算の内容】

加算	対象となる経費（例）
専門職加算	看護職員やＯＴ、ＰＴ、ＳＴのほか、プログラム提供に当たり専門的な知識を要する者などを雇用する経費
送迎加算	車両購入費や借上げ料、運転手の雇用に係る経費など
施設借上げ加算	事業所家賃
開設準備経費	当初開設に当たり必要となる経費（※）
週5日開設加算	開設当初週3日ないし4日から開設後週5日に利用日数を拡大した際に必要となった経費（※）
利用者拡大加算	開設当初の定員から利用者数を増員した際に必要となる経費（※）

※ 開設準備経費、週5日開設加算、利用者拡大加算の対象経費（例）

- ・机・椅子、レクリエーション活動に必要となる物品
- ・障害者受入れに当たり必要となる医療・介護用品、衛生管理用品
- ・求人広告への情報掲載、採用ホームページの開設、パンフレットの作成
- ・その他人件費 など

【新規】 障害者・障害児の熱中症予防支援事業

【R7最終補正】390百万円

1 目的

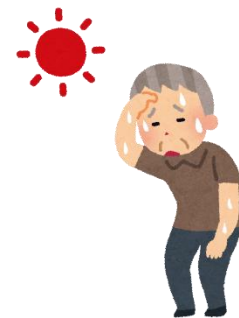
- 障害児（者）を熱中症から守るため、区市町村が地域の実情に応じて実施する熱中症予防の取組を支援する。

2 事業概要

- 障害児（者）が安心・安全に障害福祉サービスを利用できるよう、区市町村が実施する熱中症対策の以下経費について、補助を行う。

- (1) 障害児・者に対する熱中症対策の普及啓発チラシ作成経費等
(例：予防チラシの印刷・配布、飲料水・冷却シート・遮光シートの配布)
- (2) 日除けやミストシャワー等の導入経費の補助
(例：施設等における日除け・ミストシャワーなどの機器等の設置)

熱中症
予防

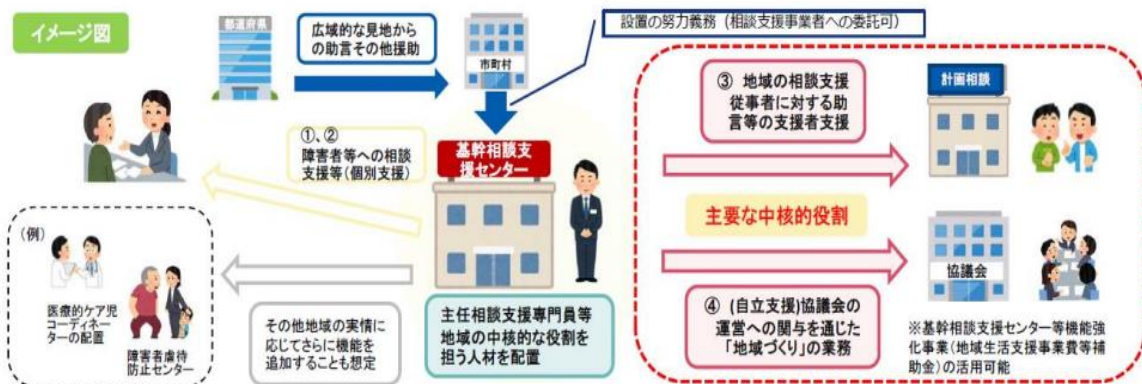


事 項	内 容
負担割合	都：3/4、区市町村：1/4
補助基準額	(1) 障害者手帳交付数に応じて、5,000千円～10,000千円 / 自治体 (2) 新たに機器等を設置する場合、1,000千円/ 施設
補助対象	障害児（者）が日中通う障害福祉サービス事業所 等

東京都障害者相談支援体制整備事業

令和6年4月から、各区市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業者に対する相談、助言、指導等の業務が法律上明確化

令和8年4月現在 43区市町村設置



厚生労働省資料「令和4年度障害福祉課長会資料（令和5年3月）」より抜粋

事業概要

- ①相談支援に関するアドバイザーを区市町村・基幹相談支援センターに派遣・助言
- ②相談支援に関する座学研修・意見交換会・個別相談会を実施（地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」を活用して実施）

<アドバイザー>

8名（2名1チーム）

（資格・実務経験）

- ・主任相談支援専門員
- ・相当期間の実務経験がある相談支援従事者研修（現任研修）修了者
- ・基幹相談支援センターの設置・運営に関与した経験がある者 等

<アドバイザーによる助言内容のイメージ>

- ・基幹相談支援センターの設置に関する課題や運営中の困難事例への助言
- ・地域のネットワーク構築に向けた指導・調整
- ・区市町村等では対応困難な事例に係る助言
- ・相談支援のスキルアップに関する助言（事業者への集合研修等）等

<アドバイザー派遣の流れ>

区市町村・基幹相談支援センターからの申込みを受け、派遣区市町村を決定
派遣先は、区市町村・基幹相談支援センター

令和7年度事業実績

委託（入札による業者決定）により実施(令和7年10月から令和8年3月)

<アドバイザー派遣自治体数> 4区5市 <派遣回数> 全40回 <座学研修会・意見交換会・個別相談会> 1回

令和8年度予定スケジュール

- ・7月 区市町村周知 派遣希望提出
- ～ アドバイザー派遣・アドバイザーによる助言 ～
- ・3月 座学研修会・意見交換会・個別相談会 開催